

子どもの貧困対策における教育等の支援について

家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には相関関係がみられるとの指摘があります。また、学歴等により生涯賃金にも差が見られ、今後も 貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。その傾向は、特にコロナ禍の影響で加速・深刻化していることから、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、関係機関と連携した切れ目のない支援を引き続き進めていく必要があります。

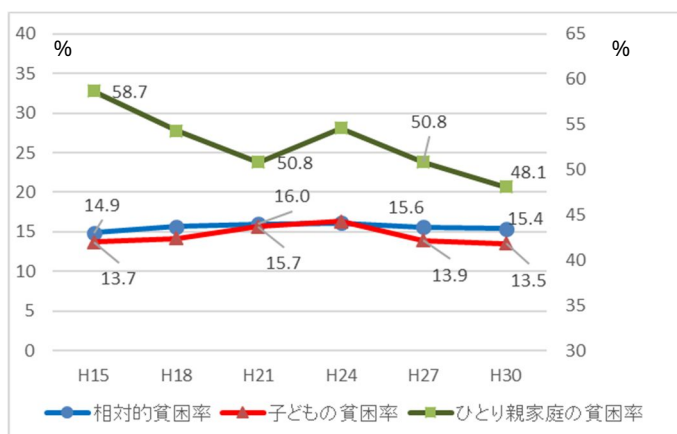
1 子どもを取り巻く現状

(1) 「2019年国民生活基礎調査」(2018(平成30年)の状況)

厚生労働省が実施した同調査によると、子どもの貧困率は13.5%と前回調査より0.4ポイント低下したものの依然として子どもの約7人に1人が貧困状態にあります。また、母子家庭など大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%で、前回調査より2.7ポイント低下したものの、約2世帯に1世帯は貧困状態にあります。

また、同調査の各種世帯の生活意識をみると、「母子世帯」の86.7%、「児童のいる世帯」の60.4%が「生活が苦しい」と回答しています。

貧困率（国民生活基礎調査）の推移



(2) 子どもの生活実態調査（令和元年実施）

県では、効果的な支援のあり方を検討するため、当事者へのアンケート調査を実施しました。

【保護者及び子どもへのアンケート調査】

1,000名あまりの方に調査した結果は下記のとおりでした。

- ・教育費を不安に思う保護者の割合が高い。
- ・子育て世代が利用できる様々な支援について認知度が低い。
- ・児童扶養手当など手当の充実、子どもの病気や長期休暇の際の預け先や居場所の充実、相談窓口の充実、医療費の軽減を望む声がある。等

(3) 子どもの貧困と教育について(内閣府令和元年12月18日資料より)

- ・低所得世帯やひとり親世帯の子どもは、学習の理解度、進学意欲、自己肯定感、生活習慣の定着などの面で他の世帯より低い傾向がみられることから、経済的困窮だけでなく様々な困難を抱えやすいと考えられます。
- ・生活保護世帯の子どもの高校・大学等進学率は、全世帯より低い水準にとどまっています。
- ・学歴が高くなるほど、高所得の仕事に就いている割合が高くなっています。

2 「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度～令和元年度)の主な取組・成果と課題

本県では、平成26(2014)年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)および同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)の趣旨をふまえて、平成28(2016)年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

(1) 取組と成果

学習環境の整備

- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町は、計画策定時の6市町から令和元年度は28市町に増加しました。

(子ども・福祉部)

- ・県が所管する14町における生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。

(子ども・福祉部)

- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、令和2年3月に小学校で27市町、中学校で27市町が実施しました。

(教育委員会)

安心できる居場所づくり

- ・県が把握する子ども食堂は、平成29年度の26か所から令和2年10月には54か所に増加しました。

(子ども・福祉部)

- ・平成 30 年度に子ども食堂の運営ノウハウの提供を目的として、「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。(子ども・福祉部)

貧困家庭の実態に即した支援の実施

- ・一定の要件の下、令和元年 9 月から未就学児(0～6 歳年度末)にかかる医療費の窓口無料化が、県内全市町で実施されました。(医療保健部)
- ・児童扶養手当の支給回数について、令和元年 11 月以降年 3 回から 6 回に増加しました。(子ども・福祉部)

(2) 課題

生まれ育った家庭環境によって、子どもたちの教育機会に差が生まれまいよう、貧困が子どもに与える影響を減じる取組について、以下のような課題が明らかになりました。

教育の支援について

学習支援のニーズは高いものの、無料の学習支援の認知度は高くないことがわかりました。生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援はほとんどの市町で利用できるようになっており、今後は実施箇所数を増やすなど取組を充実させていく必要があります。

スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。

身近な地域における支援について

子どもの貧困対策は、生活により身近な市町で実施することが効果的であることから、市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は身近な地域において、支援体制を充実させるため、県においても市町や関係機関で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」(以下「推進会議」という。)を活用して情報提供をするなど支援を行う必要があります。

- ・包括的かつ一元的な支援を行っている市町数：23 市町
- ・子どもの貧困対策計画を策定している市町数：8 市町

- 3 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2年度～令和6年度)における取組
子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的な支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

(1) 計画の概要

基本理念

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

基本方針

- ア 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
- イ 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ウ 市町における取組の支援
- エ 教育の支援

(2) 前計画期における課題に対応した取組

教育の支援

- ア 生活困窮世帯等への学習支援 (子ども・福祉部)

【現状と取組】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行うとともに、高校生世代に拡大して支援を行っています。

ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。

【課題と今後の取組】

身近な地域で学習支援が受けられるよう、推進会議において好事例の紹介や情報共有、関係者同士の意見交換を行うなどの取組を行います。

- イ 学校をプラットフォームとした貧困対策の展開 (教育委員会)

【現状と取組】

-) スクールカウンセラーによる支援
- ・ スクールカウンセラー(以下SC)を各中学校区(151中学校区・義務

教育学校含む)に配置し、貧困をはじめとする多様な課題を抱える子どもや家庭への支援を行っています。支援が必要な子どもに対してチーム学校として支援ができるよう、ケース会議を開催し、関係者間での情報共有を図っています。

- ・今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒は例年とは異なる不安等を感じる状況にあることから、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒や保護者の不安や悩みにも対応しており、通常の配置に加え、新型コロナウイルス感染症に係る相談等で緊急にカウンセリンが必要な場合は、学校からの要請に応じて速やかにSCを派遣しています。

【SCの人数と配置時間(緊急派遣除く、スーパーバイズ含む)】

	H28	H29	H30	R1	R2
人数	111	119	118	119	131
配置時間	48,407	48,538	48,388	48,668	51,575

新型コロナウイルス感染症に係る緊急派遣(4月～12月16日現在)

四日市市 2校(10回・30時間)
 津市 3校(10回・37時間)
 伊勢市 1校(3回・15時間)
 明和町 1校(6回・34時間)
 御浜町 1校(1回・3時間)
 県立学校 2校(5回・31時間)

)スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・スクールソーシャルワーカー(以下SSW)は、教職員やSCと情報を共有し、貧困等の課題を抱える家庭を就学援助や奨学金制度が利用できるよう援助したり、市町の福祉担当課等の関係機関へつなげるなどの支援を行っています。今年度は13名のSSWが、県立学校16校と20の中学校区を巡回し支援対象の生徒への継続的な支援等を実施するとともに、学校の要請に応じて、支援が必要な子どもへの対応等を行っています。

【SSW訪問機関・回数】

訪問機関	H27	H28	H29	H30	R01
学校 (訪問学校数)	869 (95校)	1,075 (141校)	1,248 (128校)	1,433 (147校)	1,500 (135校)
家庭	24	44	64	36	74
教育支援センター	2	4	4	10	63
市町等教育委員会 (諸機関含む)	14	26	34	43	51
その他関係機関 (警察、医療機関、 児童相談所等)	66	102	86	129	143

【SSW対応実人数と対応内容】(対応内容(～)については複数選択)

	H27	H28	H29	H30	R01
対応人数(人)	376	421	450	696	641
不登校	68	88	92	150	106
いじめ、暴力行為、非行等の 問題行動	214	67	64	108	100
友人・教職員等との関係の問題	159	77	114	221	196
児童虐待	107	39	37	86	47
貧困の問題	87	60	52	72	54
家庭環境の問題(、を除く)	188	163	199	365	254
心身の健康・保健に関する問題 (、を除く)	93	86	103	221	197
発達障がい等に関する問題	126	153	136	268	230

【課題と今後の取組】

子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化している中、学校だけでは解決が難しい問題に対しては、地域の福祉等の関係機関と連携し、保護者や関係者への働きかけや、SC、SSWが連携したチームによる支援、訪問型支援を行っていく必要があります。

貧困等の生活上の課題を抱える子どもや家庭を支援するため、SC、SSWについて人材の確保及び配置の拡充に努めるとともに、学校や市町等教育委員会に対してSC、SSWによる支援の事例等を紹介し、子どもたちへの支援が適切に進むようSC、SSWの役割や業務への理解促進を図っていきます。

ウ 地域による学習支援

(教育委員会)

-) 放課後子ども教室・地域未来塾の取組推進
- ・幅広い地域住民の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の取組が進められており、その中で、貧困等の課題を抱える子どもたちの学びや成長を地域全体で支えることを目的の一つとして、小学生を対象とした「放課後子ども教室」と中学生を対象とした「地域未来塾」の学習支援が実施されています。

	放課後子ども教室	地域未来塾
対象	小学生	中学生
取組内容	・放課後の居場所づくり ・多様な体験・学習活動	学習支援
県内の状況	15市町56か所	9市町18か所
学習支援員	退職教員や大学生等の地域住民	

【県内の実施例】

- ・(放課後子ども教室) 水曜日の放課後(15:00~16:00)に小学校の施設を利用して学習支援を行っている。児童は学校の宿題や復習を中心に学習している。元教員が学習支援員として活動しており、必要に応じて教材も作成している。また、ALTがボランティアで外国語の支援をすることもある。
- ・(地域未来塾) 月曜日の夜(19:00~21:00)に地域の公民館で学習支援を行っている。学年別に3つの部屋に分かれ、それぞれ3名程度の大学生が学習支援を行っている。運営は地域住民が行い、中学生への周知のためのプリント作成も地域住民で行っている。
- ・県教育委員会では、これらの取組の普及・啓発のため、地域学校協働活動の知見を有する「地域とともにある学校づくりサポーター」(6名)を市町教育委員会や学校・地域に派遣するとともに、市町の担当者の情報交流等を目的とした「地域とともにある学校づくり推進協議会」や、県内の好事例を紹介する「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」を開催しています。また、国の事業を活用し、地域学校協働活動に取り組む市教育委員会に対し、運営費等の財政的支援を行っています。

)「子ども支援ネットワーク」の取組推進

学校・家庭・地域の多様な主体が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や自己実現に向けた意欲の向上等に取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を推進します。「子ども支援ネットワーク」は県内すべての中学校区で構築され、保護者や地域住民、公民館や教育集会所等の関係機関等と連携・協力しながら人権学習や補充的学習、体験的学習などを行っています。

【課題と今後の取組】

- ・放課後子ども教室・地域未来塾の取組について、参加を希望する子どもたちの増加や、学びのニーズの多様化に対応するために、学習支援員の増員が求められていますが、地域人材の発掘及び育成が課題となっています。さらに、今年度新型コロナウイルス感染症の影響でこれらの取組を中止した地域もあるなど、コロナ禍での活動の方法の検討も課題となっています。県教育委員会においては、学習支援員の人材確保に係る好事例や、オンラインでの学習支援を含め、感染対策をしながらの学習支援方法を紹介するなど、各地域で活動が継続できるよう支援を行っていきます。
- ・「子ども支援ネットワーク」について、それぞれの中学校区において多様な主体と連携し様々な活動が行われていますが、活動の形式化やネットワークに参画するメンバーの固定化などの課題がみられます。
こうしたことから、先進的な取組を創出し実践事例を紹介したり、各市町・ネットワーク間の情報交換を促進することで、より充実した活動が行われるよう支援を進めていきます。

エ 就学（修学）に係る経済的支援 （教育委員会）

) 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・市町において就学援助の制度が設けられ、必要な援助が行われています。県教育委員会においては、家庭の負担の大きい小中学校入学時の学用品等の購入に係る「新入学児童生徒学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町への働きかけを行っています。
- ・令和2年度に支給時期を前年度3月に前倒しした市町は、新小学1年生では27市町（前年度から2市町の増）、新中学1年生でも27市町となっています。

) 高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯及

び生活保護世帯(生業扶助受給世帯)を対象として、返還不要の奨学給付金を支給しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象として、申請を随時受け付ける(12月17日時点で77件)とともに、入学時の負担が大きい新入生に対する一部前倒し給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行っています。

- ・経済的理由により修学が困難な生徒を支援するため、無利子の修学奨学金を貸与しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、緊急採用申込みや返還猶予制度の周知を図っています。

【課題と今後の取組】

- ・小中学校における「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、市町の状況を把握するとともに、国の就学援助に係る財政措置等の動向を注視し、市町への情報提供を行っていきます。また、修学旅行費の前倒し支給について、県教育委員会において全国の先進的な取組例などを情報収集し、市町教育委員会と共有するとともに、どのような対応ができるか市町教育委員会とともに検討していきます。
- ・高等学校等における各種修学支援制度について、必要とされるご家庭に確実に利用して頂けるよう、引き続き周知を図り、高校生の学びの継続を支援していきます。

身近な地域における支援について (子ども・福祉部)

ア コロナ禍における子どもの安心できる居場所づくり

【現状】

新型コロナウイルス感染症拡大による休校等の影響について、NPO 法人が実施した保護者へのアンケート調査の結果が報告されました。それによると「休校中預ける人がいない」「食費や光熱費がかさんで生活が苦しい」「支援が必要なところに届かない」など、切実な声がありました。

また、これまで子どもたちの食や居場所を提供してきた子ども食堂の活動が難しくなった一方で、フードバンクや地域の飲食店等が食材や弁当などを提供し、地域で子どもや子育て家庭を支えようとする自主的な取組も立ち上がってきました。

さらに、子ども食堂や無料の学習支援教室等の子どもたちの居場所が休止に追い込まれており、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所が求められています。

ひとり親家庭をはじめ支援の必要な子育て家庭では、子どもの学習する

機会や各種体験をする機会が不足しがちであることから、食の支援に加えてさまざまな人との関わりや学習支援、野外体験など普段できないことができるよう、さまざまな機能を備えた居場所づくりが必要です。

【主な取組概要】

） 食を通じた子育て家庭への支援の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況にある子育て家庭の食を確保し、子どもと家族の命を守るため、地域において、他の団体と協力して継続的に行う食を通じた支援に対して補助を行う「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設しました。

補助額及び補助団体数：5万円×40団体

応募状況 23団体申請

） 子どもの居場所づくりの推進のための支援

NPO等民間団体が、主に貧困を抱えた子育て家庭やひとり親家庭に支援を行っている子ども食堂等と連携し、学習支援や地域の交流、悩みごと相談などさまざまな機能を提供するために要する経費を助成しています。

補助額及び補助団体数：20万円×30団体

申請状況：10団体（令和2年12月15日現在）

【課題と今後の取組】

子どもたちが安心して過ごすことのできる「居場所」ができ、地域に定着し、広がっていくことをめざし、令和3年度の重点的な取組として、地域で子どもを支えていきたい企業や民間団体、学校や市町等の連携を促進し、さまざまな支援機能を持つ子どもの居場所づくりを推進します。

その結果、生きづらさを抱える人へのアウトリーチ的な支援につながるなど、居場所をきっかけとして福祉サービスなどの支援が届きにくい子どもや家庭へ届けることをめざします。